

※ 本Q&Aについては、神奈川県が独自に作成した内容が含まれているため、他の都道府県と取扱いが異なる場合があります。  
また、今後回答内容が変更される場合があります。

No.	区分	問	答
1	様式	令和4年度の様式は令和3年度と同じか。	令和3年度の様式と異なります。 については、下記の掲載場所からダウンロードの上、ご提出ください。  ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」 →文書/カテゴリ検索 →0. 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算 →令和4年度介護職員処遇改善加算の実績報告について <a href="https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-2.html?topid=19">https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-2.html?topid=19</a>
2	提出	提出方法はなにか。	電子申請システムでご提出をお願いします。  提出フォームURL <a href="https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=54112">https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=54112</a>
3	提出	提出期限はいつまでか。	令和5年7月31日(月)までにご提出ください。
4	記載事項(共通)	「前年度の賃金の総額」の前年度とはいつからいつまでか。	前年の1月から12月までの12か月間とされています。
5	記載事項(共通)	介護職員処遇改善加算(以下「処遇改善加算」という。)の総額、介護職員等特定処遇改善加算(以下「特定加算」という。)の総額及び介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ベースアップ等支援加算」という。)の総額は何をもとに算出するか。	神奈川県国民健康保険団体連合会から月別に提供される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載してください。
6	記載事項(特定加算)	「⑥職場環境等要件に基づいて実施した取組について」だが令和3年度は6つの区分から3つの区分を選択し選択した区分でそれぞれ1つ以上でよかったが当該実績報告も同様か。	令和3年度と令和4年度では取扱いが異なります。 令和4年度から6つの区分からそれぞれ1つ以上の取組を行うことが必要になりました。
7	記載事項(特定加算)	「⑥職場環境等要件に基づいて実施した取組について」だが計画書から変更がないが✓をつける必要はあるか。	変更がない場合についても、「変更なし」に✓の上、取組に✓をお願いします。
8	記載事項(共通)	実績報告書の提出時において別紙様式3-1の2②ii)前年度の賃金の総額【基準額1】【基準額2】【基準額3】及び③前年度平均賃金額(月額)【基準額4】に変更の必要が生じた場合についてどのように対応すればよいか。	実績報告書の提出時において、変更前後の基準額と合理的な変更理由を説明することで差し支えないとされていますので、別紙様式3-1の⑦その他にその旨をご記載ください。 ※介護保険最新情報Vol.993参照  例)基準額1…変更前〇〇〇〇〇円→変更後△△△△△円 基準額2…変更前〇〇〇〇〇円→変更後△△△△△円 基準額3…変更前〇〇〇〇〇円→変更後△△△△△円 基準額4(A)…変更前〇〇〇〇〇円→変更後△△△△△円 (B)…変更前〇〇〇〇〇円→変更後△△△△△円 (C)…変更前〇〇〇〇〇円→変更後△△△△△円 理由:当該年度において、勤続年数が長い職員が退職し、職員を新規採用したこと等により、前年度と職員構成等が変わり記載した前年度の賃金の総額が、処遇改善加算又は特定加算による賃金改善を含めた当該年度の賃金の総額と比較するに当たっての基準額として適切ではなくなったため。
9	記載事項(共通)	別紙様式3-2の「本年度の常勤換算職員数[人]」は1年分か。	貴見のとおりです。
10	記載事項(特定加算)	別紙様式3-1の2④「経験・技能のある介護職員」のうち月額8万円の改善又は改善後の賃金が月額440万円以上となった者を算出するにあたり改善後の賃金に処遇改善加算、ベースアップ等支援加算及び処遇改善支援補助金による賃金改善は含めてよいか。	改善後の賃金については、処遇改善加算、ベースアップ等支援加算及び介護職員処遇改善支援補助金を取得し実施される賃金改善額を含むとされています。